千葉県
全県域汚水適正処理構想

平成28年度

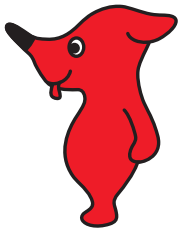

千葉県マスコットキャラクター
「チーバくん」

目　次

1．全県域汚水適正処理構想見直しの趣旨 …… 1

2．汚水処理施設整備手法の種類 …… 2

3．汚水処理施設整備の現況 …… 4

4．全県域汚水適正処理構想 …… 5

5．汚水処理施設整備の見通し …… 7

6．本構想の効果及び活用の方針 …… 9

7．本構想見直しの手順及び組織体制 ……10

メッセモール（幕張新都心）《下水処理水の再利用》

印旛沼流域下水道（花見川終末処理場）

1. 全県域汚水適正処理構想見直しの趣旨

千葉県では、住み良いまち、きれいな水を未来に残すため、平成22年度に県全域を対象にした総合的な汚水処理の構想として、「全県域汚水適正処理構想」を策定し、下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽等の各種事業を推進してきました。

その結果、多くの汚水処理施設が整備され、汚水処理人口普及率が平成26年度末で85.8%まで達しました。

今後の汚水処理は、汚水処理施設の未普及地域の早期解消と共に、整備済み汚水処理施設の老朽化対策や改築・更新が重要な課題となります。

そこで、より効率的かつ適正な汚水処理施設の整備・運営管理を計画的に実施していくため、市町村との協働により「全県域汚水適正処理構想」の見直しを行いました。

本構想では、時間軸の観点を盛り込み、中期（10年程度）での早期整備と、長期（20～30年）での持続的な汚水処理システム構築を目指しています。

手賀沼

手賀沼流域下水道（手賀沼終末処理場）

2. 汚水処理施設整備手法の種類

汚水処理施設整備に関する主な手法は、図－１に示すとおりです。また、汚水処理施設整備手法の概念図を図－２に示します。

- **集合処理**
  - **下水道**
    - **流域下水道（流域関連公共下水道）**
      - 【流域下水道】
        ２市町村以上の区域の下水を排除し処理する下水道で根幹的施設（処理場、流域幹線等）の部分をいう。建設・管理主体は原則として都道府県
      - 【流域関連公共下水道】
        流域下水道へ接続する下水道であり、建設・管理主体は原則として市町村
    - **単独公共下水道**
      - 単独で終末処理場を有する下水道であり、建設・管理主体は原則として市町村
  - **農業集落排水**
    - 農業振興地域内の集落で原則として計画人口は概ね1,000人程度（1,000人以上は協議調整を経て実施）
  - **漁業集落排水**
    - 漁港の背後集落で計画人口100～5,000人（1,000人以上は協議調整を経て実施）
      ※千葉県では採用する地区はない
  - **林業集落排水**
    - 林業振興地域内の集落で原則として計画人口が概ね1,000人以下（1,000人以上は協議調整を経て実施）※千葉県では採用する地区はない
  - **コミュニティ・プラント**
    - 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき地方公共団体により設置される汚水処理施設で、計画人口101～30,000人
- **個別処理**
  - **合併処理浄化槽**
    - 集合処理が向かない地域の住宅等に整備される設備で、個人設置型と市町村設置型事業がある
  - **一般家屋を除く大型自家処理施設**
    - 大規模工場や工業団地等、自家処理を行っている施設

図－１　主な汚水処理施設整備手法

単独公共下水道（千葉市中央浄化センター）

農業集落排水（千葉市野呂処理場）

図－２　汚水処理施設の種類の概念図

コミュニティ･プラント(白子町第三クリーンセンター)

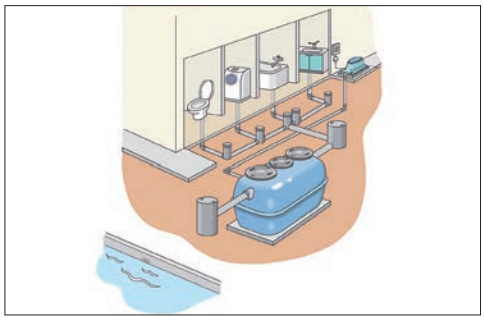
合併処理浄化槽（合併処理浄化槽のしくみ）

3. 汚水処理施設整備の現況

千葉県の平成26年度末における整備手法別の整備状況は、表－１に示すとおりです。

表－１　整備手法別の整備状況（平成26年度末）

整備手法				供用開始処理区数	処理人口（千人）	割　合（%）
処理	集合処理	下水道	流域関連公共下水道	3	2,912	46.6
			単独公共下水道	24	1,598	25.5
			小　計	27	4,509	72.1
		農業集落排水		66	52	0.8
		コミュニティ・プラント		9	8	0.1
		計		102	4,570	73.1
	個別処理	合併処理浄化槽		－	798	12.8
	計			102	5,368	85.8
未処理				－	887	14.2
合　計				102	6,254	100.0

注1）単独処理浄化槽は未処理に含まれる。
注2）個別処理（合併処理浄化槽）の処理人口には、一般家屋を除く大型自家処理施設による処理は含まれない。
注3）端数整理（四捨五入）しているため、加算値が小計・合計と一致していない場合がある。

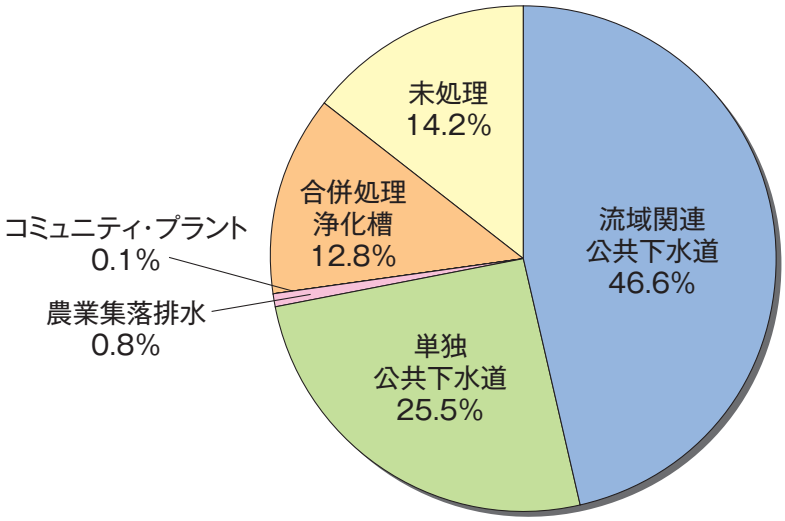

図－３　整備手法別処理人口の割合（平成26年度末）

4. 全県域汚水適正処理構想

策定した全県域汚水適正処理構想は、表－２に示すとおりです。

表－２　全県域汚水適正処理構想（最終目標）

整備手法			計画処理区数	人口 計画処理人口（千人）	人口 割合（%）	面積 計画面積（ha）	面積 割合（%）
集合処理	下水道	流域関連公共下水道	3	3,240	56.3	55,638	10.8
		単独公共下水道	24	1,734	30.1	33,939	6.6
		小計	27	4,973	86.4	89,577	17.4
	農業集落排水		60	43	0.7	4,058	0.8
	コミュニティ・プラント		5	4	0.1	356	0.1
	計		92	5,021	87.2	93,991	18.2
個別処理	合併処理浄化槽		－	736	12.8	421,773	81.8
合計			92	5,757	100.0	515,764	100.0

注1）個別処理（合併処理浄化槽）の計画処理人口は、一般家屋を除く大型自家処理施設による処理は含まれないが、計画面積は含めて計上。
注2）最終目標における計画人口は、平成46年度値としている。
注3）端数整理（四捨五入）しているため、加算値が小計・合計値と一致していない場合がある。

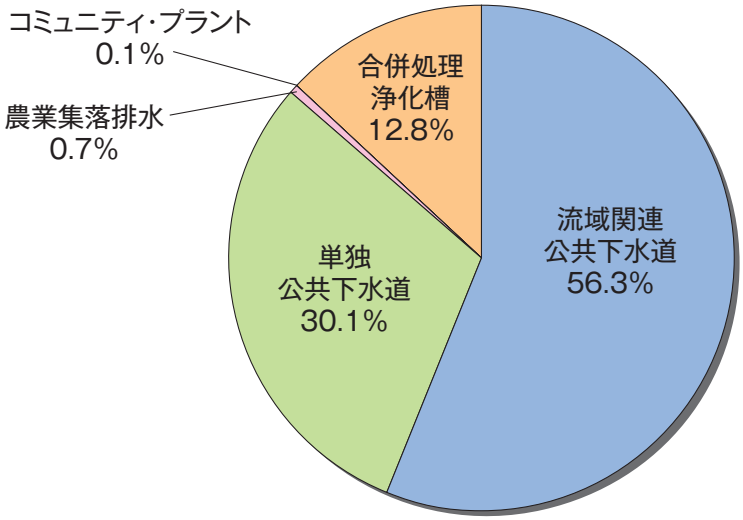

図－４　全県域汚水適正処理構想における整備手法別計画処理人口の割合（最終目標）

千葉県全県域汚水適正処理構想図

図－5

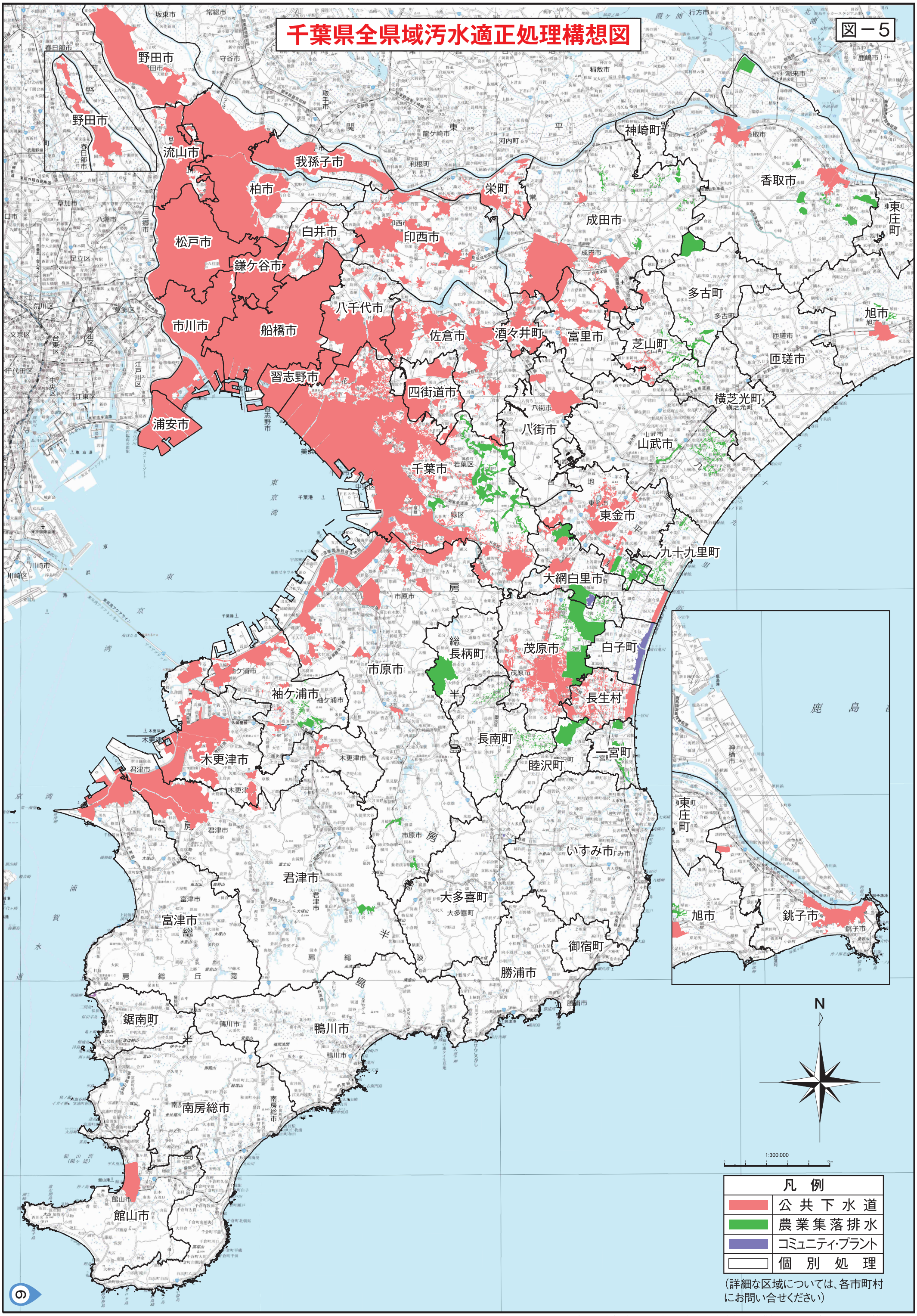

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図20万を複製したものである。（承認番号　平28情複、第888号）

5. 汚水処理施設整備の見通し

(1) 整備手法別の計画処理人口割合の見通し

整備手法別の計画処理人口割合の見通しは、表－３、図－６に示すとおりです。

表－３　整備手法別の計画処理人口割合の見通し

整備手法				平成26年度末		平成36年度末		最終目標	
				計画処理人口（千人）	割合（%）	計画処理人口（千人）	割合（%）	計画処理人口（千人）	割合（%）
処理	集合処理	下水道	流域関連公共下水道	2,912	46.6	3,151	51.6	3,240	56.3
			単独公共下水道	1,598	25.5	1,742	28.6	1,734	30.1
			小計	4,509	72.1	4,893	80.2	4,973	86.4
		農業集落排水		52	0.8	46	0.8	43	0.7
		コミュニティ・プラント		8	0.1	7	0.1	4	0.1
		計		4,570	73.1	4,946	81.1	5,021	87.2
	個別処理	合併処理浄化槽		798	12.8	743	12.2	736	12.8
	計			5,368	85.8	5,689	93.3	5,757	100.0
未処理				887	14.2	411	6.7	－	－
合計				6,254	100.0	6,100	100.0	5,757	100.0

注1）単独処理浄化槽は未処理に含まれる。
注2）個別処理（合併処理浄化槽）の処理人口には、一般家屋を除く大型自家処理施設による処理は含まれない。
注3）最終目標における計画人口は、平成46年度値としている。
注4）端数整理（四捨五入）しているため、加算値が小計・合計と一致していない場合がある。

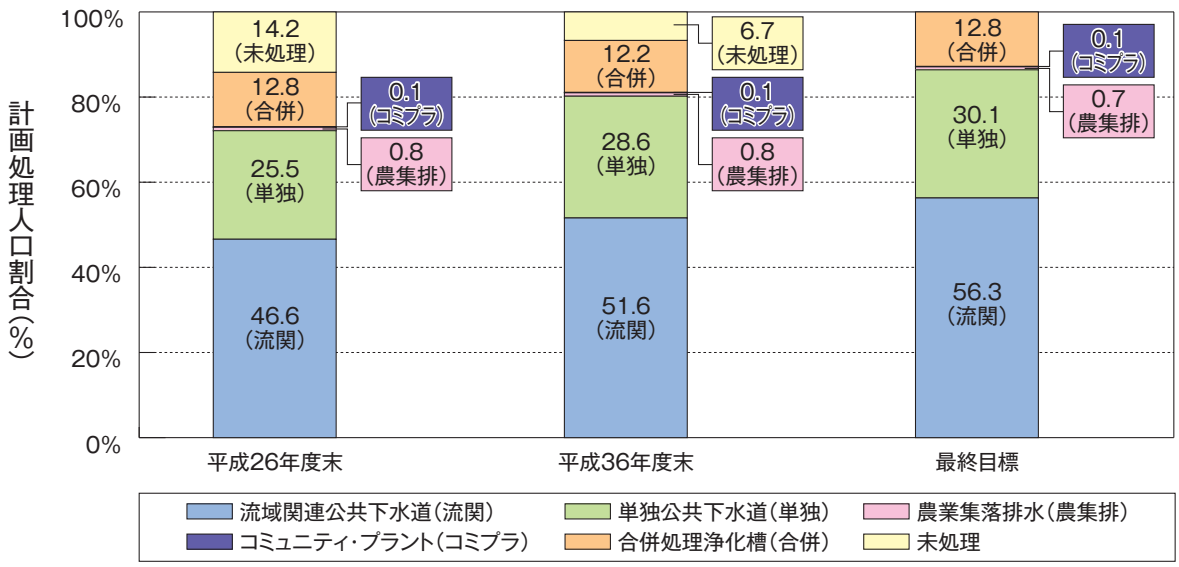

図－６　整備手法別の計画処理人口割合の見通し

(2)　汚水処理施設整備の市町村別の見通し

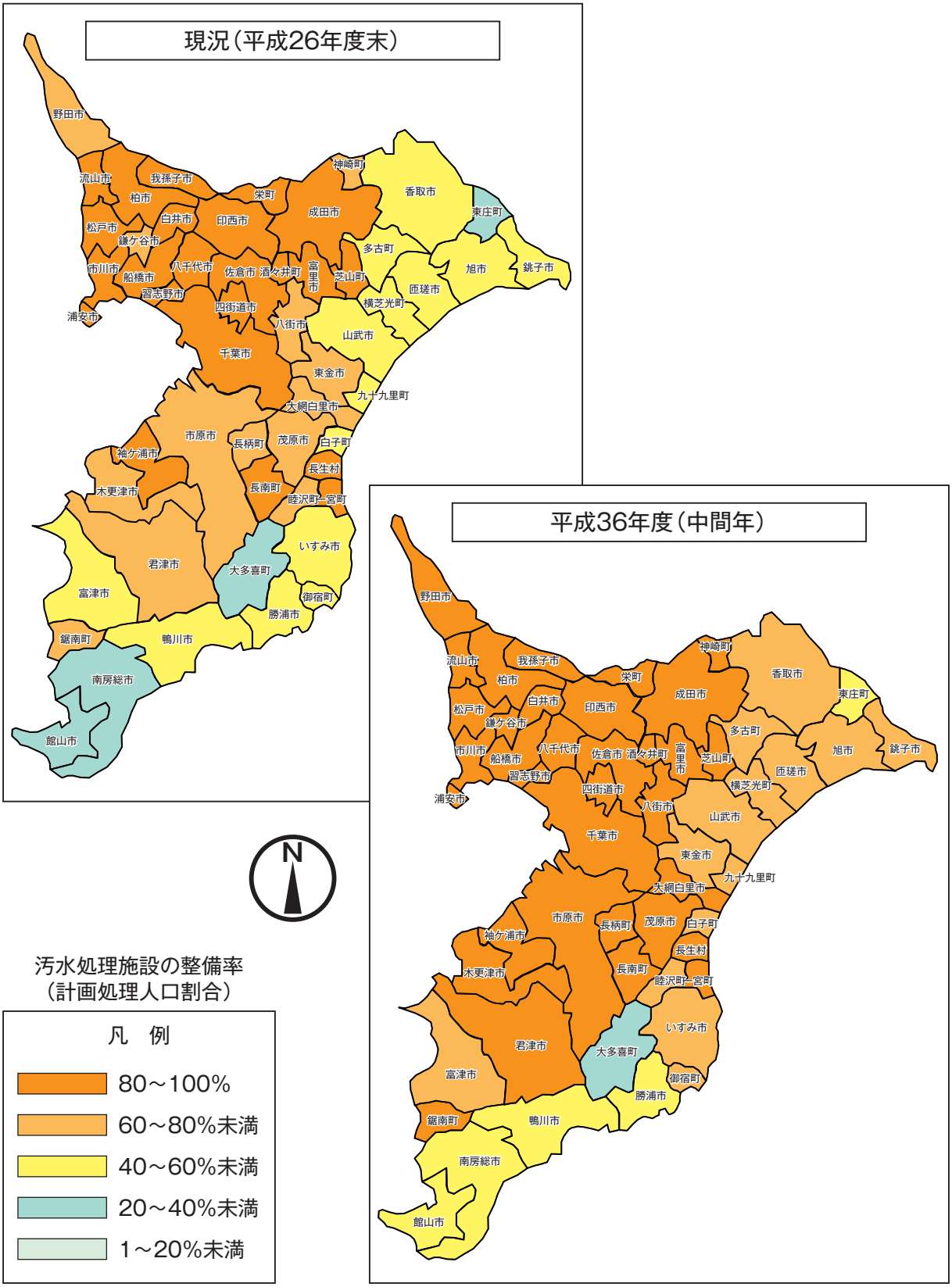

図－７　汚水処理施設整備の市町村別の見通し

6. 本構想の効果及び活用の方針

今回の構想見直しでは、今後10年で汚水処理施設の整備を行う時間軸の観点を盛り込み、下水道などの集合処理から合併処理浄化槽による個別処理に大幅な汚水処理区域の変更を行うなど、早期整備を推進し、平成36年度末で汚水処理施設の概成を目指します。また、汚水処理施設の概成後は、長期に渡る持続可能な汚水処理システムの構築を目指します。

本構想の効果としては、以下のことが挙げられます。

(1) 地域の特性にあった汚水処理施設の整備・運営管理を計画的かつ効率的に推進することができます。

(2) 事業間の整備目標が明確となり、円滑な事業への取り組みを行うことができます。

(3) ベンチマーク（指標）を設定し、定期的に公表することで、汚水処理施設整備の客観性・透明性を確保し、本構想を着実に実行することができます。

また、県としては、これら本構想策定の効果を最大限に活用し、汚水処理施設の整備・運営管理を計画的に実施するために以下のとおり取り組みます。

(1) 下水道事業については、今後、汚水処理施設の老朽化対策などが重要な課題となることから、残る未普及地域の早期解消及び増大する施設ストックの長期的かつ効率的な運営管理が行えるよう市町村と連携を取りながら実施します。

(2) 農業集落排水事業については、安全で安心な農作物を作るための農業用水の水質保全、農村地域の活性化及び生活環境の改善を図るとともに、効率的な運営管理を行うため、市町村と連携を取りながら積極的に促進します。

(3) 合併処理浄化槽については、生活環境の保全のため、単独処理浄化槽からの転換及び高度処理型浄化槽の設置補助に重点を置き、市町村と連携を取りながら整備を促進します。

三番瀬

江戸川左岸流域下水道（江戸川第二終末処理場）

7. 本構想見直しの手順及び組織体制

(1) 本構想の見直しの手順

本構想の見直しの手順は、図－８に示すとおりです。

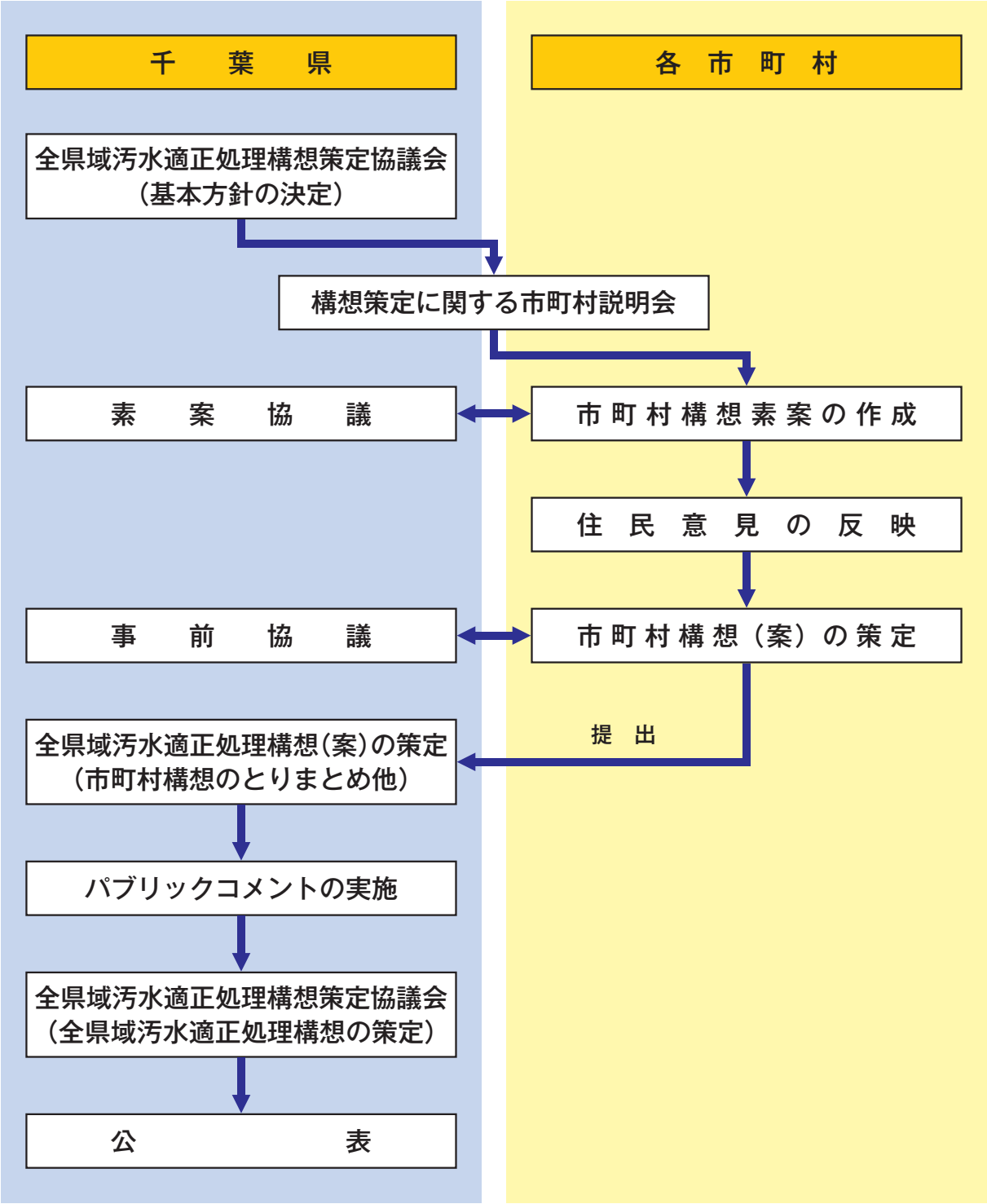

図－８　本構想見直しの手順

(2) 本構想見直しの組織体制

本構想見直しの千葉県における組織体制は、以下に示すとおりです。

全県域汚水適正処理構想策定協議会

	職　　名
会　　長	県土整備部　次長
委　　員	環境生活部　水質保全課長
委　　員	環境生活部　循環型社会推進課長
委　　員	農林水産部　農地・農村振興課長
委　　員	農林水産部　水産局漁港課長
委　　員	県土整備部　都市整備局下水道課長
オブザーバー	総合企画部　水政課長

幹　事　会

	課　　名	担当班・職名
会　　長	県土整備部　都市整備局下水道課	副課長（技）
委　　員	環境生活部　水質保全課	浄化槽班　　班　長
委　　員	環境生活部　循環型社会推進課	資源循環企画室　　室　長
委　　員	農林水産部　農地・農村振興課	地域振興班　　班　長
委　　員	農林水産部　水産局漁港課	漁港整備班　　班　長
委　　員	県土整備部　都市整備局下水道課	計画班　　班　長

単独公共下水道（芝山町芝山クリーンセンター）

単独公共下水道（船橋市高瀬下水処理場）《上部利用施設》

養老渓谷の紅葉

野島埼灯台

佐原の歴史的な街並み

全県域汚水適正処理構想策定協議会

事　務　局／千葉県県土整備部都市整備局下水道課

〒260-8667　千葉市中央区市場町１－１

TEL　043（223）3355